

岸和田市告示第 347 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 7 月 12 日

岸和田市長 永野 耕平

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市土生町三丁目 4135 番 1 ほか

（仮称）東岸和田駅西口商業施設

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名

東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号

住友商事株式会社

代表取締役 上野 真吾

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

コーナン商事株式会社

株式会社バロー

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 7 年 3 月 4 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,671 平方メートル

(6) 駐車場の収容台数

338 台

(7) 駐輪場の収容台数

276 台

(8) 荷さばき施設の面積

荷さばき施設 1 176 平方メートル

荷さばき施設 2 42 平方メートル

荷さばき施設 3 42 平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

44.7 立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前6時30分

閉店時刻 午後9時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後9時30分まで

(12) 駐車場の出入り口の数

2箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1 午前6時から午後9時まで

荷さばき施設2 午後10時から翌日の午前6時まで

荷さばき施設3 午前6時から午前9時まで

2 届出年月日

令和6年7月3日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和6年7月12日から令和6年11月12日まで（岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(2) 縦覧の場所

岸和田市岸城町7番1号

岸和田市魅力創造部産業政策課

4 意見書の提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所別館4階

岸和田市魅力創造部産業政策課

電話 072-423-9485